

へき地手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 36 号

へき地手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第 1 条 へき地手当等に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)				別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	和井内小学校	宮古市和井内			和井内小学校	宮古市和井内	
	国見小学校	下閉伊郡岩泉町門			門馬小学校	宮古市門馬田代	
	[略]	[略]			江繫小学校	宮古市江繫	
	机小学校	下閉伊郡田野畑村机			小国小学校	宮古市小国	
	門馬小学校	下閉伊郡川井村大字			国見小学校	下閉伊郡岩泉町門	
	江繫小学校	下閉伊郡川井村大字			[略]	[略]	
	小国小学校	下閉伊郡川井村大字			机小学校	下閉伊郡田野畑村机	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
刈屋小学校	宮古市刈屋		刈屋小学校	宮古市刈屋			
小川小学校	下閉伊郡岩泉町褰綿		川井小学校	宮古市川井			
[略]	[略]		川井西小学校	宮古市川内			
沼袋小学校	下閉伊郡田野畑村奥地		小川小学校	下閉伊郡岩泉町褰綿			
川井西小学校	下閉伊郡川井村大		[略]	[略]			
			沼袋小学校	下閉伊郡田野畑村奥地			

	川井小学校	<u>字川内</u> <u>下閉伊郡川井村大</u> <u>字川井</u>	
[略]			

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	新里中学校	宮古市刈屋	
	小川中学校 [略]	下閉伊郡岩泉町門 [略]	
	田野畑中学校 <u>川井中学校</u>	下閉伊郡田野畑村 松前沢 <u>下閉伊郡川井村大</u> <u>字箱石</u>	
[略]			

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	宮古市立学校 新里地区給食センター	宮古市刈屋	
	田野畑村立学校給食センター <u>川井村学校給食センター</u>	下閉伊郡田野畑村 菅窪 <u>下閉伊郡川井村大</u> <u>字川井</u>	

[略]			

中学校

所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	新里中学校 <u>川井中学校</u>	宮古市刈屋 <u>宮古市箱石</u>	
	小川中学校 [略]	下閉伊郡岩泉町門 [略]	
	田野畑中学校	下閉伊郡田野畑村 松前沢	
[略]			

共同調理場

所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	宮古市立学校 新里地区給食センター <u>宮古市立学校</u> <u>川井地区給食</u> <u>センター</u>	宮古市刈屋 <u>宮古市川井</u>	
	田野畑村立学校給食センター	下閉伊郡田野畑村 菅窪	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
公 署	所在地	級別区分	公 署	所在地	級別区分
[略]			[略]		
岩手県農業研究センター 一畜産研究所外山畜産 研究室	盛岡市玉山区薮川	[略]	岩手県農業研究センター 一畜産研究所外山畜産 研究室	盛岡市玉山区薮川	[略]
岩泉警察署安家駐在所 <u>宮古警察署川内駐在所</u>	下閉伊郡岩泉町安家 <u>下閉伊郡川井村大字川</u> <u>内</u>		<u>宮古警察署川内駐在所</u> 岩泉警察署安家駐在所	<u>宮古市川内</u> 下閉伊郡岩泉町安家	
[略]			[略]		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
公 署	所在地		公 署	所在地	
[略]	[略]		[略]	[略]	
岩手県立宮古高等学校川井 校	<u>下閉伊郡川井村大字川井</u>		岩手県立宮古高等学校川井 校	<u>宮古市川井</u>	
宮古警察署川井駐在所 [略]	<u>下閉伊郡川井村大字川井</u> [略]		宮古警察署川井駐在所 [略]	<u>宮古市川井</u> [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。